

公的介護施設等設置・運営法人選考に係る選定基準について

公的介護施設等の選考において、次の審査基準に重点をおき評価しますのでご注意ください。

1 書類審査（計 200 点）

- (1) 基本方針が適切であること。(15 点)
- (2) サービス内容に応じた空間構成が適切であること。(20 点)
- (3) 指定事業の運営が適切であること。(15 点)
- (4) 職員体制が適切であること。(25 点)
- (5) 利用者の健康管理及び感染症予防等の衛生管理が適切であること。(10 点)
- (6) 危機管理・安全管理が適切であること。(10 点)
- (7) 地域の福祉サービス拠点としての考え方が適切であること (25 点)
- (8) 情報公開と個人情報の保護、コンプライアンスの考え方が適切であること。(10 点)
- (9) 収支計画が適切であること。(30 点)
- (10) 法人の運営状況が安定していること。(25 点)
- (11) 事業実績が適切であること。(15 点)

2 面接審査（計 100 点）

- (1) 応募の動機が認められること。(15 点)
- (2) 強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。(15 点)
- (3) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。(30 点)
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。(15 点)
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること。(20 点)
- (6) 提出書類から得られた内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること。(5 点)

3 その他加点（20 点）

- (1) 川崎区、幸区、中原区での整備。(5 点)
- (2) 市街化区域での整備。(5 点)
- (3) 地域交流スペースの設置。(5 点)
- (4) 小規模多機能型居宅介護の設置（3 点）又は看護小規模多機能型居宅介護の設置（5 点）。（3 点又は 5 点）

4 設置・運営法人の決定

- (1) 設置・運営法人の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、点数が最も高い者を設置運営法人として選定し、市長が決定する。また、2 番目に点数が高い者を次点とし、第一順位の者が設置運営法人としての資格を取り消された場合、第二順位の者と本市で設置運営法人として整備を進めるか協議を行う。
- (2) 書類審査及び面接審査の得点合計が満点の 60%に満たない場合は、失格とする。